

大和市告示第59号

大和市休日歯科診療所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

大和市長 大 木 哲

大和市休日歯科診療所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市休日歯科診療所運営費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市休日歯科診療所等運営費補助金交付要綱

第1条中「救急医療体制」の次に「並びに要介護者及び高齢者に対する歯科診療」を加え、「休日において歯科急病患者に対し、大和休日歯科診療所で適切な診療を施し、市民の健康を守る大和休日歯科診療所運営に必要な経費を補助する」を「一般社団法人大和綾瀬歯科医師会による大和休日歯科診療所の運営及び要介護・高齢者歯科事業の実施に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する」に改める。

第2条中「社団法人大和歯科医師会（昭和53年7月22日に社団法人大和歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人大和綾瀬歯科医師会（）」に改める。

第3条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、公表の日から施行する。

（大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱の一部改正）

2 大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱（平成20年大和市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大和歯科医師会」を「大和綾瀬歯科医師会」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助事業等）

第3条 補助事業は、補助対象者が行う永久歯萌出期歯科保健事業とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る講習会講師謝礼、講習会講師旅費、会場使用料又は賃借料その他事業の実施に必要と市長が認めた経費とす

る。

- 3 補助金の額は、補助対象経費のうち、当該年度の予算の範囲内で市長が認めた額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(大和市保健衛生協力団体補助金交付要綱の一部改正)

- 3 大和市保健衛生協力団体補助金交付要綱（平成20年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 公益社団法人大和市医師会
- (2) 一般社団法人大和綾瀬歯科医師会
- (3) 公益社団法人大和綾瀬薬剤師会

第3条中「別表に」の次に「掲げる補助対象団体等の区分に応じ、同表に」を加える。